

デイサービスセンター 「こむろん家」

重要事項説明書

＜ 令和 7 年 4 月 1 日 現在 ＞

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 048-720-5500 こむろん家 サービスカウンター
(午前9:00～午後6:00) 管理者 金光 秀樹

2 デイサービスセンター こむろん家の概要

- (1) 提供できるサービスの種類 通所介護サービス及び付随サービス
伊奈町通所型サービス及び付随サービス

- (2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	デイサービスセンター こむろん家
所在地	埼玉県北足立郡伊奈町小室10145-1
介護保険指定番号	通所介護 (埼玉県 1171300187 号) 第1号通所事業 (埼玉県 1171300187 号)
通常の事業の実施地域	伊奈町、上尾市、蓮田市、桶川市、白岡市

- (3) 同センターの職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		サービス管理全般	1名
生活相談員		1名	名	生活上の相談等	1名
機能訓練指導員		1名	名	リハビリテーション・機能回復訓練等	1名
事務職員		1名	名	一般事務・料金請求等	1名
職 看 員 護	看護師	名	8名	医療、健康管理業務等	8名
	准看護師	名	名		名
職 介 員 護	介護福祉士	4名	5名	日常介護業務等	9名
	1～2 級修了者	0名	0名		0名
運転手		名	6名	送迎車両の運転	6名

(4) 同センターの設備の概要

定員	38名	相談室	1室
食堂・機能訓練室	各1室	送迎車	5台
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。		

(5) サービス時間等

- ・ 営業日 (毎日) 午前9:00～午後6:00
 - ・ サービス提供時間 午前9:00～午後5:30
- ※時間延長サービス体制対応不可

3 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。

(1) 伊奈町通所型サービス（旧介護予防通所介護）利用料金

①通所型サービス利用料

1月あたりの負担額						
	単位	地域単価	金額	利用負担額		
				1割	2割	3割
事業対象者（週1） 要支援1,2	1,798単位	10.27円	18,465円	1,847円	3,693円	5,540円
事業対象者（週2） 要支援2	3,621単位		37,188円	3,719円	7,438円	11,156円

②通所型サービス加算料金（1月あたりの料金）

サービス名	単位	地域単価	金額	利用負担額		
				1割	2割	3割
サービス提供体制加算Ⅰ1	88単位	10.27円	903円	90円	180円	270円
サービス提供体制加算Ⅰ2	176単位		1,807円	180円	361円	542円
科学的介護推進体制加算	40単位		411円	41円	82円	123円

※①・②の料金には別途

介護職員等処遇改善加算費（Ⅰ）の（9.2%）が加算されます。
（端数に多少の誤差が生じる可能性があります。）

③昼食材料費 1食につき 790円（全額自己負担）

④その他 上記のほか、おむつ代、レクリエーション費用の等は実費にて自己負担となります。

(2) 通所介護利用料金

①通所介護基本利用料（大規模Ⅰ型）

提 供 時 間	1 回 あ た り の 料 金						
	要介護度	単 位	地 域 単 価	金 額	利用負担額		
					1 割	2 割	3 割
3 時間以上	要介護 1	358 単位	10.27 円	3,677 円	368 円	735 円	1,103 円
	要介護 2	409 単位		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
	要介護 3	462 単位		4,745 円	475 円	949 円	1,424 円
4 時間未満	要介護 4	513 単位		5,269 円	527 円	1,054 円	1,581 円
	要介護 5	568 単位		5,833 円	583 円	1,167 円	1,750 円
4 時間以上	要介護 1	376 単位		3,862 円	386 円	772 円	1,159 円
	要介護 2	430 単位		4,416 円	442 円	883 円	1,325 円
	要介護 3	486 単位		4,991 円	499 円	998 円	1,497 円
5 時間未満	要介護 4	541 単位		5,556 円	556 円	1,111 円	1,667 円
	要介護 5	597 単位		6,131 円	613 円	1,226 円	1,839 円
5 時間以上	要介護 1	544 単位		5,587 円	559 円	1,117 円	1,676 円
	要介護 2	643 単位		6,604 円	660 円	1,321 円	1,981 円
	要介護 3	743 単位		7,631 円	763 円	1,526 円	2,289 円
6 時間未満	要介護 4	840 単位		8,627 円	863 円	1,725 円	2,588 円
	要介護 5	940 単位		9,654 円	965 円	1,931 円	2,896 円
6 時間以上	要介護 1	564 単位		5,792 円	579 円	1,158 円	1,738 円
	要介護 2	667 単位		6,850 円	685 円	1,370 円	2,055 円
	要介護 3	770 単位		7,908 円	791 円	1,582 円	2,372 円
7 時間未満	要介護 4	871 単位		8,945 円	895 円	1,789 円	2,684 円
	要介護 5	974 単位		10,003 円	1,000 円	2,001 円	3,001 円
7 時間以上	要介護 1	629 単位		6,460 円	646 円	1,292 円	1,938 円
	要介護 2	744 単位		7,641 円	764 円	1,528 円	2,292 円
	要介護 3	861 単位		8,842 円	884 円	1,768 円	2,653 円
8 時間未満	要介護 4	980 単位		10,065 円	1,007 円	2,013 円	3,020 円
	要介護 5	1,097 単位		11,266 円	1,127 円	2,253 円	3,380 円

②通所介護サービス加算料金（1 回あたりの料金）

サービス名	単 位	地域単価	金 額	利用負担額		
				1 割	2 割	3 割
サービス提供体制加算Ⅰ	22 単位	10.27 円	225 円	22 円	45 円	67 円
入浴介助加算Ⅰ	40 単位		411 円	41 円	82 円	123 円
個別機能訓練加算Ⅰイ	56 単位		575 円	58 円	115 円	173 円
科学的介護推進体制加算	40 単位		410 円	41 円	82 円	123 円

※①・②の料金には別途

介護職員等処遇改善加算費（Ⅰ）の（9.2%）が加算されます。

（端数に多少の誤差が生じる可能性があります。）

③昼食材料費 1食につき 790 円（全額自己負担）

④その他 上記のほか、おむつ代、レクリエーション費用等は実費にて自己負担となります。

（３）キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前日午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の当日午前 8 時までにご連絡いただいた場合	300 円
③ご利用日の当日午前 8 時までにご連絡がなかった場合	500 円

（４）支払方法

毎月 20 日までに前月分の請求書を通知させていただき、28 日に口座振替（自動引き落とし）させていただきます。

4 サービスの利用方法について

（１）サービスの利用開始

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

なお、はじめてご利用の場合は、健康診断書等により感染症等の確認をさせていただきます。

（２）利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

6 事故発生時の対応について

利用者の予期せぬ事故が発生したときは、下記の通り迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決に努めます。

- (1) 当該事業所の利用者に対する事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事故が生じた場合には、その原因を解明し再発防止の対策を講じます。

7 虐待の防止等について

当事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (4) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に年一回以上実施する。

8 利用者の身体拘束

- (1) 大樹会は、下記事由の発生した場合の他、利用者に対する身体拘束を行わない。
 - ① 自傷他害のおそれが顕著な場合。
 - ② 医師が利用者の身体・生命の安全を確保するための緊急の必要性があると認めた場合。
- (2) 利用者及び契約者は、大樹会に対し、前項による身体拘束を懈怠した場合を除き、利用者の身体拘束をしなかったことによる損害賠償を請求できない。

9 業務継続計画の策定等について

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し（通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業）の提供を継続的に実施及び非常時の体制で、早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 当事業所は職員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

- (3) 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

10 第三者による評価

実施していません。

11 相談、要望、苦情等の窓口

通所介護に関する相談、要望、苦情等は、管理者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

電話番号 048-720-5500 こむろん家 サービスカウンター
(受付時間 午前9:00～午後6:00)

苦情相談解決 第三者委員 柴崎栄一(048-839-7341)
近藤博昭(048-772-1073)

なお、お住まいの市町村または埼玉県国民健康保険団体連合会でも受け付けております。

伊奈町役場	いきいき長寿課	電話番号	048-721-2111 (代表)
上尾市役所	高齢介護課	電話番号	048-775-6473 (.直通)
蓮田市役所	長寿支援課	電話番号	048-768-3111 (代表)
桶川市役所	高齢介護課	電話番号	048-786-3211 (代表)
白岡市役所	高齢介護課	電話番号	0480-92-1111 (代表)

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 相談窓口
電話番号 048-824-2568 (直通)

令和 年 月 日

通所介護・介護予防通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 大樹会
理事長 井上 直樹 印

所在地 埼玉県北足立郡伊奈町小室 1 0 1 4 5 - 1

事業所名 デイサービスセンターこむろん家

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者
住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者
住 所 _____

氏 名 _____ 印